

基準緩和型訪問サービス（訪問型サービスA）

	事業の実施方法	事業者指定（独自：定率）サービスコード A3
①	対象者となるケース	このサービスを利用することにより、自宅で自立した生活が送れる方（可能な方に関しては通所サービスを併用し、維持改善に努める。） ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供
②	サービス内容	生活援助等 ・調理、掃除等やその一部介助 ・ゴミの分別やゴミ出し ★1 ・重い物の買い物代行や同行 等 サービス提供限度：1回 45分×3回/週まで
③	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメント A）
④	市町村の負担方法	月ごとの包括払い
⑤	基準	・管理者※ 専従 1 以上 ・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者】 ・訪問型A事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
⑥	個別サービス計画	必要に応じて作成
⑦	単価等 【単価金額の目安】	加算なし ・週 1 回程度 941 単位/月 ・週 2 回程度 1,879 単位/月 ・週 3 回程度 2,823 単位/月
⑧	利用者負担額 (利用料)	1 割相当(一定以上所得者には、2 割・3 割相当)
⑨	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 (要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援 1 の限度額)
⑩	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払
⑪	備考	★1 住民主体型訪問サービスの事業が開始されたら、可能な限り移行していく。